

農林水産省

担当府庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	農林水産省からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	構想(プロジェクト)番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	規制の特例事項の内容
農林水産省	1030010	都道府県における各種審議会の設置の見直し													1140	11402400	広島県	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種地方自治体の運営方針に基づき任意に設置できるように各種関係団体を協議すること。
農林水産省	1030020	災害復旧工事に必要となる関係等への手続・指図等の事前処理			E										1436	14361010	和歌山県	災害復旧工事において、事前に関係する関係団体等との協議を決定しており、災害発生時には事前に決めた連絡ルートを基に迅速な対応が可能なようにする。
農林水産省	1030030	主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第3の2、米政策調整実施要綱第7及び第8			E										1267	12671010	株式会社 福屋醸造店	地域内生産者と直接取引を可能とする。米の供給不足に備え、地域内生産者との関係強化を図る。
農林水産省	1030030	主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策調整実施要綱第7及び第8			E										1395	13951010	社団法人 山形県米穀協会の関係者	米の供給不足に備え、地域内生産者との関係強化を図る。
農林水産省	1030030	主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策調整実施要綱第7及び第8			E										1450	14501010	山形県米穀協会の関係者	米の供給不足に備え、地域内生産者との関係強化を図る。
農林水産省	1030040	輸入動物検疫業務の効率化・迅速化			D-1										1368	13681060	神奈川県横浜市	検査体制の整備、検査体制の改善
農林水産省	1030050	検疫の手続・検疫手続の法的な手続・同時・一体的な検疫			D-1										1368	13681080	神奈川県横浜市	検疫体制の整備、検査体制の改善









農林水産省

担当府庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の位置	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体の意見その他	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	規制の特例事項の内容			
農林水産省	1030280	農業委員会農地貸借の許可事務の公益法人への権限委譲	農地法第3条、農業委員会法第6条第1項	耕作目的での農地の権利移動については、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。	C		農業委員会が行う農地の許可事務については、私人の法律関係に介入するものであり、公正な執行を確保する必要があるため農業委員会に行わせることが適当であると考えらる。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。				農業委員会の行う農地の許可事務については、私人の法律関係に介入するものであり、公正な執行を確保する必要があるため、都道府県、農業委員会に行わせることが適当であると考えらる。また、専決処分という地方公共団体内部の関係にあって始めて行われる行政的意思決定の委任について、地方公共団体の執行機関と公益法人の関係に類推適用することはできないと考らる。					1513	15130102	鹿児島県	（七条特例）公益法人に対する都府令令禁制の特例の適用等に関する都府令令の一部規程を定めること。				
農林水産省	1030290	農地法等に関する許認可権限の移譲	農地法等に関する許認可権限の移譲	耕作目的での農地の権利移動については、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。	C		農地法の許可事務については、私人の法律関係に介入するものであり、公正な執行を確保する必要があるため、都道府県、農業委員会に行わせることが適当であると考えらる。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。										1347	13472002	(中)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会、(社)関西経済連合会	（後半部分）幅広い職種の企業や個人が農業分野に積極的に参入できるよう規制緩和を進めること（たとえば農業生産法人の要件の大幅緩和）			
農林水産省	1030300	農業委員会の必要規制の廃止	農業委員会法第2条	農地の存在する市町村に農業委員会を設置し、区域内の農地面積が著しく小さい市町村（北海道・360ha以下、都府令：50ha以下）に関する法律施行令第2条	C		国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の協議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進には不可欠であることから、市町村部局から独立した行政委員会として、公道の農業委員等で構成される農業委員会を必要としているものである。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。				食料の安定供給の基礎となる優良農地を確保し、担い手への農地の利用集積を進めることが国下の農政の最重要課題である。このため、農地の権利調整の調整等の業務は、全国統一、公平性、客観性の確保が求められる。市町村が独立した農業者により組織された協議体である農業委員会が行うことが最も効果的である。なお、農業委員会等に関する法律については、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を拡大するとともに、業務運営の効率化等を内容とする改正法案を先の通常国会に提出し、5月19日に可決・成立、同日26日に公布されたことである。						1140	11402000	広島県	農業委員会の必要規制を廃止し、各基礎自治体の裁量により、地域の実情に応じた体制で行政サービスが展開できるよう、権限移譲に伴う所要の地方財政措置を進めるとともに、農業委員会法の改正を行うこと。			
農林水産省	1030310	農地整備事業の実施要件の緩和	土地改良法施行令第2条第3号イ、土地改良法施行令第2条第3号イ、土地改良法施行令第2条第3号イ	農地整備事業を実施するに当たり、農業者が主体となる場合には、都道府県、農業者等の協賛による農地整備事業を行う市町村部局との協賛が必要である。	D-1		市街化区域のほ場整備事業の可能性に対する兵庫県土地改良部の良解は、以下のとおりである。土地改良法は単なる手続法ではなく（経済法である）、つまり、農業振興が図られることが事業の必要事項に含まれている。従来より市街化区域はほ場整備事業の対象外としており、国が可能なとしているとが不明であり、迅速にもあてはまないと解釈している。したがって、農業生産の継続性の担保が特区で認められれば、協議のテーブルにつけない。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。				「土地改良法の目的、施行令の事業の効用、負担能力の限度の規定は、ほ場整備事業を行う区域が市街化区域であることをもって、事業実施の可否を要するものでない。」という回答が、今回の提案が特区にのみならずという判断である。今後は、市街化区域以外の農地を対象とした事業計画において重要な判断要素であり、事業実施が市街化区域であるため、許可権者が安易に緩和するということができないと考らる。今後は、自ら責任と判断で地域づくりに取り組むことができると考らる。また、農業委員会の役割についても、合併等により自治能力を備えた基礎自治体において設置・非設置の判断を行うべきであると考らる。							1133	11330100	兵庫県	市街化区域では、ほ場整備が制約されている。		
農林水産省	1030320	農地利用計画の策定	農地法第4条、第5条	農地法第4条、第5条	C		周辺の土地の農業上の効果的な利用に支障が生じおそれがない等の要件を満たせば農用地域からの除外は可能であり、施設整備は可能である。なお、農地利用計画の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農地利用計画が、開発行為の制限等の法的効果を持つことのみならず、周辺の農地環境や農業振興の推進等に支障が生じないという関係利害への周知・異議申出機会との付与等の必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。また、総合規制改革の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められていることである。この答申を尊重する旨関連決定されていることである。		提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。				農地利用計画の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農地利用計画が、開発行為の制限等の法的効果を持つことのみならず、周辺の農地環境や農業振興の推進等に支障が生じないという関係利害への周知・異議申出機会との付与等の必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。また、総合規制改革の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められていることである。この答申を尊重する旨関連決定されていることである。また、提案における施設の位置等の詳細は不明であるが、周辺の土地の農業上の効果的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば農用地域からの除外は可能であり、施設整備は可能である。また、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前相談等に対応するとともに、関係関係間の連携調整を円滑に行うよう国として助言するなど、迅速化に努めていることである。									1300	13002010	福岡県	「農地利用計画の策定に関する法律」に基づく農地利用計画の策定等に関する手続きを簡素化する。
農林水産省	1030330	地肥き設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築規制申請手続きの簡素化	農地法第4条、第5条	農地転用については、原則として都道府県知事の許可を受けている。	C		地肥きの整備については、他法令の許可が得られる等事業実施の確実性及び周辺農地への被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても農地法の転用許可は可能である。また、農地転用許可に係る事務は、6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うよう迅速化に努めていることである。		提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。				地肥きの整備については、他法令の許可が得られる等事業実施の確実性及び周辺農地への被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても農地法の転用許可は可能である。また、農地転用許可に係る事務は、6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うよう迅速化に努めていることである。なお、遊休農地の転用であっても、周辺農地の営農条件に支障を生じないよう適切な被害防除措置がとられているか等を確認する必要があるため、許可を届出することとは異なる。								1391	13912010	福岡県	平成11年11月1日に施行された「農畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく地肥きの設置について、畜産経営改善が農地に設置する場合農地法第4条及び第5条により地肥きの許可を要することであるが、これを届出制とする農地法の転用を簡素化する。また、都市計画区域内での建築基準法の規制緩和を求める。	

農林水産省

担当府庁名	管理コード	規制の特典事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特別提案事項管理番号	提案主体名	規制の特典事項の内容			
農林水産省	1030340	農業振興地域の農地転用の農地転用	農業振興地域の農地転用法第4条第3条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。優良農地を確保するため、優良農地の転用に当たっては、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に資する場合等に限り転用を認めている。	D-1		提案概要では、設置しようとする施設位置の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能であり、また、農地転用に係る都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条例により権限委譲が可能である。 さらに、市町村が農用地利用計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、及び他に代替する土地等が無い等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は、1か所の土地の除外についてみ検討して行うもの(経済事項の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、総合規制改革会議の3次答申においても、農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。						提案概要では、設置しようとする施設位置の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能である。また、農地転用に係る都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条例により権限委譲が可能である。 さらに、市町村が農用地利用計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、他に代替する土地等が無い等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は、1か所の土地の除外についてみ検討して行うもの(経済事項の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、総合規制改革会議の3次答申においても、農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。						ご回答ありがとうございます。回答の箇所部分で「設置しようとする施設位置等の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能である」と記載がありましたので建設予定地の地図を補足資料として提出いたしました。地理的な見地で建設(農地転用許可)が可能か否かをご教示願います。なお、本建設による他農地への水利、往来等での悪影響は一切生じません。						1.高速道路乗り降り用駐車場の建設 2.農業振興地域の農地転用及び、市街化区域への編入 3.歩道橋の設置 4.歩道橋の設置 5.歩道橋の設置
農林水産省	1030340	農業振興地域の農地転用の農地転用	農業振興地域の農地転用法第4条第3条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。優良農地を確保するため、優良農地の転用に当たっては、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に資する場合等に限り転用を認めている。	D-1		提案概要では、設置しようとする施設位置の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能であり、また、農地転用に係る都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条例により権限委譲が可能である。 さらに、市町村が農用地利用計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、及び他に代替する土地等が無い等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は、1か所の土地の除外についてみ検討して行うもの(経済事項の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、総合規制改革会議の3次答申においても、農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。						提案概要では、設置しようとする施設位置の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能である。また、農地転用に係る都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条例により権限委譲が可能である。 さらに、市町村が農用地利用計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、他に代替する土地等が無い等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は、1か所の土地の除外についてみ検討して行うもの(経済事項の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、総合規制改革会議の3次答申においても、農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。												1.農業振興地域の整備に関する法律(農地法)第13条第2項の農用地利用計画の変更要件及び第13条第4項の変更手続に係る諸知事との協議並びに同意書(同法第8条第4項を準用するもの)を適用とする。 2.農地法第4条及び第5条の農地転用許可権限を市長へ移譲し、転用要件を適用外とする。
農林水産省	1030350	旧市街化区域における転出による農地転用許可手続きの継続	農地法第4条第1項第5号、農地法第5条第1項第3号	市街化区域内にある農地の転出については、農業委員会への届出制。市街化区域外にある農地の転出については、原則として都道府県知事の許可制となっている。	C		都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に定めることができることとされている。 市街化区域は、農林漁業との健全な調和を図る観点から農林水産大臣との協議がととのった上で設定される。同区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として位置づけられる。このような市街化を促進する位置づけがなされていることから、市街化区域内の農地転用は、事前の届出があれば許可は要しないこととされている。 しかし、区域区分が廃止された場合には、市街化を促進する位置づけがなくなることから、転用許可が必要であり、これを届出とするには困難である。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答させていただきます。					都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、農林漁業との健全な調和を図る観点から農林水産大臣との協議がととのった上で設定される。同区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として位置づけられる。このような市街化を促進する位置づけがなされていることから、市街化区域内の農地転用は、事前の届出があれば許可は要しないこととされている。 しかし、区域区分が廃止された場合には、市街化を促進する位置づけがなくなることから、転用許可が必要であり、これを届出とするには困難である。											市街化区域において届出による農地転用手続きが認められている農地法第4条第1項第5号及び同法第5条第1項第3号について、旧市街化区域についても、規制緩和により認めらる。	
農林水産省	1030360	17年度・産学連携先進技術研究施設設立承認に伴う農業振興地域の整備に関する法律第3条第3項における規制緩和措置	農業振興地域の農地転用法第4条第3条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	D-1		農業振興地域整備計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は、1か所の土地の除外についてみ検討して行うもの(経済事項の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、当該市の担当部署とよく相談して頂きたい。 なお、市町村が農業振興地域整備計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。			ご回答ありがとうございます。についてはご回答の趣旨全体につき更なる理解を深めたい。面談もしくは意見交換の機会を希望いたします。										先端技術17年度及び産学連携の研究施設は各地で誘致その他の措置により立地促進されています。については農業振興整備に関する法律第5条に経済事務の委託その他の措置により必要が生じたときは変更すべしとあり、また同法第13条に計画の変更について定められていますが、農地転元が見込めない施設に於いて周辺整備をもつて必要事項を有効活用し地域振興に寄与できるよう除外の規定緩和とそれに連動する都市計画に於ける市街化調整区域への立地承認の規制緩和措置を提案する		
農林水産省	1030370	農地転用の不許可の例外の追加(農用地区域の農地での河川林等の整備)	農地法第4条第3条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可制となっている。	D-1		河川林等の定義が不明であるが、北海道が行う農地への河川林等の整備は必要であり、また、農業者が自己の農地を保全するため行う農地の保全のため行う農地への河川林についても、農地転用の許可手続きは不要である。自然環境の保全と農業生産活動との調和を図り、優良農地の確保と土地利用策に影響がない範囲で行う農地への河川林等の整備に該当し、保安上の指定が見込まれる場合、表土の流出防止など農地の保全に必要な施設と位置づけられる場合、地域の農業の振興に関する市町村の計画に位置づけられた場合、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農地転用の許可も可能であり、提案の趣旨は実現できる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。					河川林等の定義が不明であるが、北海道が行う農地への河川林等の整備は必要であり、また、農業者が自己の農地を保全するため行う農地の保全のため行う農地への河川林についても、農地転用の許可手続きは不要である。自然環境の保全と農業生産活動との調和を図り、優良農地の確保と土地利用策に影響がない範囲で行う農地への河川林等の整備に該当し、保安上の指定が見込まれる場合、表土の流出防止など農地の保全に必要な施設と位置づけられる場合、地域の農業の振興に関する市町村の計画に位置づけられた場合、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農地転用の許可も可能であり、提案の趣旨は実現できる。											農地法施行令第1条の4(農地の転用の不許可の例外)の改正(例外の追加)により、農用地区域の農地における河川林等の整備について農地転用の不許可の例外とする。	
農林水産省	1030370	農地転用の不許可の例外の追加(農用地区域の農地での河川林等の整備)	農地法第4条第3条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可制となっている。	D-1		河川林等の定義が不明であるが、北海道が行う農地への河川林等の整備は必要であり、また、農業者が自己の農地を保全するため行う農地の保全のため行う農地への河川林についても、農地転用の許可手続きは不要である。自然環境の保全と農業生産活動との調和を図り、優良農地の確保と土地利用策に影響がない範囲で行う農地への河川林等の整備に該当し、保安上の指定が見込まれる場合、表土の流出防止など農地の保全に必要な施設と位置づけられる場合、地域の農業の振興に関する市町村の計画に位置づけられた場合、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農地転用の許可も可能であり、提案の趣旨は実現できる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。					農地法施行令第1条の4(農地の転用の不許可の例外)の改正(例外の追加)により、農用地区域の農地における河川林等の整備について農地転用の不許可の例外とする。										農地法施行令第1条の4(農地の転用の不許可の例外)の改正(例外の追加)により、農用地区域の農地における河川林等の整備について農地転用の不許可の例外とする。		





農林水産省

Table with 17 columns: 担当府庁名, 管理コード, 規制の特事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 再検討要請, 提案主体からの意見, 提案主体の意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し.

農林水産省

Table with 15 columns: 担当府庁名, 管理コード, 規制の特典事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 再検討要請, 提案主体からの意見, 提案主体意見その他, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府庁からの再々検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)案理番号, 規制事項管理番号, 提案主体名, 規制の特典事項の内容.

農林水産省

担当府庁名	管理コード	規制の特典事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特別提案事項管理番号	提案主体名	規制の特典事項の内容	
農林水産省	1030530	国有林の分収造林に関する農工商の仲介	国有林野の管理経営に関する法律	国は、分収造林契約に基づき国有林を国以外の者に造林させ、その収益を国及び契約者が分収することができるというところ。 森林整備事業においては、補助金の交付申請及び受領は事業主体が行うことが基本であり、国有林と分収林契約を締結して造林を行う者も事業主体として交付申請等を行うことが可能である。 また、事業主体が事務能力の面で補助金申請事業の実施が困難である場合は、第三者への委任を認めている。	C D-1	国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 分収造林の造林者は、国有林野の管理経営に関する法律第9条において、広く「国以外の者」と規定していることから、何人に対しても契約を締結することは可能となっており、また、分収造林を行うに当たっては、分収造林対象地を公示し、広く応募を受けた上で契約の相手方を選定している。 このため、提案の事業は、契約の相手方を個別町農工商会の会員企業に限定し、仲介を行うものであり、構造改革特区による規制緩和の趣旨に沿わないことから、対応は困難である。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。					国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 分収造林の造林者は、国有林野の管理経営に関する法律第9条において、広く「国以外の者」と規定していることから、何人に対しても契約を締結することは可能となっており、また、分収造林を行うに当たっては、分収造林対象地を公示し、広く応募を受けた上で契約の相手方を選定している。 このため、提案の事業は、契約の相手方を個別町農工商会の会員企業に限定し、仲介を行うものであり、構造改革特区による規制緩和の趣旨に沿わないことから、対応は困難である。								1341	13411010	個別町農工商会	1. 国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 2. 造林事業の施設計画とそれに係る補助金等の申請の代行業務 3. 規制の趣旨の提案	
農林水産省	1030530	国有林の分収造林に関する農工商の仲介	国有林野の管理経営に関する法律	国は、分収造林契約に基づき国有林を国以外の者に造林させ、その収益を国及び契約者が分収することができるというところ。 森林整備事業においては、補助金の交付申請及び受領は事業主体が行うことが基本であり、国有林と分収林契約を締結して造林を行う者も事業主体として交付申請等を行うことが可能である。 また、事業主体が事務能力の面で補助金申請事業の実施が困難である場合は、第三者への委任を認めている。	C D-1	国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 分収造林の造林者は、国有林野の管理経営に関する法律第9条において、広く「国以外の者」と規定していることから、何人に対しても契約を締結することは可能となっており、また、分収造林を行うに当たっては、分収造林対象地を公示し、広く応募を受けた上で契約の相手方を選定している。 このため、提案の事業は、契約の相手方を個別町農工商会の会員企業に限定し、仲介を行うものであり、構造改革特区による規制緩和の趣旨に沿わないことから、対応は困難である。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。					国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 分収造林の造林者は、国有林野の管理経営に関する法律第9条において、広く「国以外の者」と規定していることから、何人に対しても契約を締結することは可能となっており、また、分収造林を行うに当たっては、分収造林対象地を公示し、広く応募を受けた上で契約の相手方を選定している。 このため、提案の事業は、契約の相手方を個別町農工商会の会員企業に限定し、仲介を行うものであり、構造改革特区による規制緩和の趣旨に沿わないことから、対応は困難である。								1341	13412010	個別町農工商会	1. 内容等：分収林契約の推進、造林施設計画の作成、補助金の申請 2. 申請費還元と修繕費：森林組合から農工商 3. 補償：手数料が安い 4. 解決策：手数料の大削減(手数料は5%にする)	
農林水産省	1030540	森林組合の准組合員の資格要件の緩和	森林組合法第7条第1項	森林組合の組合員資格については、ア 森林所有者たる個人(第1項第1号)イ 生産森林組合その他の森林所有者たる法人(第1項第2号)ウ ア、イ又は組合が主たる構成員又は出資者となつて居る(イ)の個人(第1項第4号)エ 組合の地区内において林業を行う者又はこれに準ずる者との組合の承認を利用することを相当とする(第1項第4号)であることである。 このうち、アが正組合員、ウが正組合員以外のものである。正組合員以外の者が組織的に組合の事業、サービスを利用するニーズがあるものについて、組合員として定款的に事業を利用できるようにするために創設された制度である。このため、正組合員は、組合の利用事業には有しているが、議決権等共益権の一部は付与されていない。	C	森林組合の准組合員資格については、既に掛川市からの要望を受け、森林組合の作業班員等については、森林組合法第27条第1項第4号の資格要件を満たすものとして、准組合員資格の付与を認めるものとする(平成16年2月6日付け林野庁林政部長通知)。 なお、正組合員資格については、掛川市からの第4次提案時において、森林組合は、森林所有者の協同組織として、組合員のために直接専任することを旨として事業を運営する(直接専任原則、森林組合法第4条)とされており、森林組合の職員は、組合のスタッフとして、組合員のための事業、サービスを提供すべき立場にあることから、職員としての固有の資格で森林所有者と別して正組合員資格を認めることは、このような森林組合の本質的性格に反することから適当でない旨回答しており、これを認めない。 准組合員資格の付与により、組合職員の地域林業の従事者としての意識の高揚、地域への定着促進という提案目的は十分達せられるものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。														1315	13152001	静岡県掛川市森林組合	森林林業の推進を担い手として森林組合の存在は欠かせない。しかし、森林組合員になるには、森林所有者または林業従事者のように資格が認められていない。そこで、村民が森林保全、活用を主体的に担い手となるため、森林組合員に認められている「地区内に住む個人」にも組合員資格を付与する。
農林水産省	1030550	森林組合法で定められている組合員の資格要件の緩和	森林組合法第7条第1項	森林組合の組合員資格については、ア 森林所有者たる個人(第1項第1号)イ 生産森林組合その他の森林所有者たる法人(第1項第2号)ウ ア、イ又は組合が主たる構成員又は出資者となつて居る(イ)の個人(第1項第4号)エ 組合の地区内において林業を行う者又はこれに準ずる者との組合の承認を利用することを相当とする(第1項第4号)であることである。 このうち、アが正組合員、ウが正組合員以外のものである。正組合員以外の者が組織的に組合の事業、サービスを利用するニーズがあるものについて、組合員として定款的に事業を利用できるようにするために創設された制度である。このため、正組合員は、組合の利用事業には有しているが、議決権等共益権の一部は付与されていない。	D-1	森林組合の准組合員資格については、既に掛川市からの要望を受け、森林組合の作業班員等については、森林組合法第27条第1項第4号の資格要件を満たすものとして、准組合員資格の付与を認めるものとする(平成16年2月6日付け林野庁林政部長通知)。 なお、正組合員資格については、掛川市からの第4次提案時において、森林組合は、森林所有者の協同組織として、組合員のために直接専任することを旨として事業を運営する(直接専任原則、森林組合法第4条)とされており、森林組合の職員は、組合のスタッフとして、組合員のための事業、サービスを提供すべき立場にあることから、職員としての固有の資格で森林所有者と別して正組合員資格を認めることは、このような森林組合の本質的性格に反することから適当でない旨回答しており、これを認めない。 准組合員資格の付与により、組合職員の地域林業の従事者としての意識の高揚、地域への定着促進という提案目的は十分達せられるものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。					森林組合の准組合員資格については、既に掛川市からの要望を受け、森林組合の作業班員等については、森林組合法第27条第1項第4号の資格要件を満たすものとして、准組合員資格の付与を認めるものとする(平成16年2月6日付け林野庁林政部長通知)。 なお、正組合員資格については、掛川市からの第4次提案時において、森林組合は、森林所有者の協同組織として、組合員のために直接専任することを旨として事業を運営する(直接専任原則、森林組合法第4条)とされており、森林組合の職員は、組合のスタッフとして、組合員のための事業、サービスを提供すべき立場にあることから、職員としての固有の資格で森林所有者と別して正組合員資格を認めることは、このような森林組合の本質的性格に反することから適当でない旨回答しており、これを認めない。 准組合員資格の付与により、組合職員の地域林業の従事者としての意識の高揚、地域への定着促進という提案目的は十分達せられるものと考えられる。									1569	15691010	静岡県掛川市森林組合	森林組合法第27条第1項第4号に定められている組合員の資格にあっては、掛川市森林組合の職員及びその作業員に組合員たる資格を付与し、技術と経営との両面を高めるよう緩和を認める。
農林水産省	1030560	森林資源を活用する国有林の施設整備の財政負担と間伐材利用の支援策	国有林野事業の改革のための林の施設整備の財政負担と間伐材利用の支援策	国有林野事業における伐採・造林等実施行為については、既にそのほとんどを民間委託しているところ。	D-1C	国有林野における伐採・造林等の事業の実施行為については、国有林野事業の改革のための特別措置法において、すべてを民間事業者へ委託して行うこととなり、既にそのほとんどを民間委託しているところである。一方、森林組合の他の施設整備等への財政負担の軽減は、既にそのほとんどを民間委託しているところ。	「地域において設置される協議会」において地域の森林基本計画を策定し、地域の森林の有効活用を促すこと、これが可能か回答されたい。					地域において設置される協議会で、関係者の合意により、地域の森林資源の有効活用を促すための計画を策定することは可能である。								1216	12162070	那須野々原区連合会	地域において設置される協議会において地域の森林基本計画を策定し、地域の森林の有効活用を促すこと、これが可能である。	

農林水産省

Table with 14 columns: 担当府庁名, 管理コード, 規制の特項事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 再検討要請, 提案主体からの意見, 提案主体 意見 その他, 措置の分類、の見直し, 措置の内容、の見直し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類、の見直し, 措置の内容、の見直し, 各府庁からの再々検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)管理番号, 規制特項提案事項管理番号, 提案主体名, 規制の特項事項の内容.